

令和元年台風19号に伴う災害により被災された皆様へ

令和元年台風19号に伴う災害により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
今回の災害に係る取り扱いについて、お知らせいたします。

組合員証について

被災により、組合員証および組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）を紛失または住居などに残したまま避難したため、現在お手元がない場合、次のような対応を行っています。

組合員証等がない場合の保険医療機関等への受診

組合員証等がお手元がない場合でも、氏名、生年月日、保険者の名称（福島県市町村職員共済組合）、連絡先（携帯電話番号等、連絡の取れるもの）などを、保険医療機関等に申し出ることにより、保険診療の適用を受け、受診することができます。

組合員証等の再交付

職場の共済事務担当係に申し出て、再交付の申請を行ってください。

職場の共済事務担当係に申し出ることが困難な場合は、その状況に応じて柔軟に対応いたしますので、共済組合 資格調定係（024-533-0011）までお問い合わせください。

任意継続掛金の納付について

任意継続掛金は、前月納付が原則となっていますが、被災された任意継続組合員については、納付期限について柔軟に対応いたしますので、共済組合 資格調定係（024-533-0011）までお問い合わせください。

保険医療機関等での窓口負担の猶予について

令和元年台風19号の被害により、災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有する組合員および被扶養者（災害発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象になります。）の方で、次の①～③のいずれかに該当する方は、保険医療機関、保険薬局または介護サービス事業所（以下「保険医療機関等」という。）を受診または利用する際に、口頭でその旨を申告することで、窓口負担または利用料金（以下「窓口負担等」という。）の支払いが猶予されます。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭った場合
※ り災証明書等の提示は、必要ありません。
- ② 組合員が死亡または重篤な傷病を負った場合
- ③ 組合員が行方不明になっている場合

この猶予措置を利用した場合、猶予された窓口負担等については、共済組合が立て替え払いをしていますので、猶予期間終了後、立て替えた窓口負担等について、共済組合からの請求に基づき、組合員の方にお支払いいただきます。

※ 窓口負担等の猶予期間は、令和2年1月31日から令和2年9月30日まで延長になりました。

※ 保険医療機関等に申告いただいた内容について、後日、共済組合からその内容を確認させていただくことがあります。

※ 入院、入所時の食事費および居住費などは、窓口負担等の猶予の対象外になりますので、保険医療機関等へお支払いください。

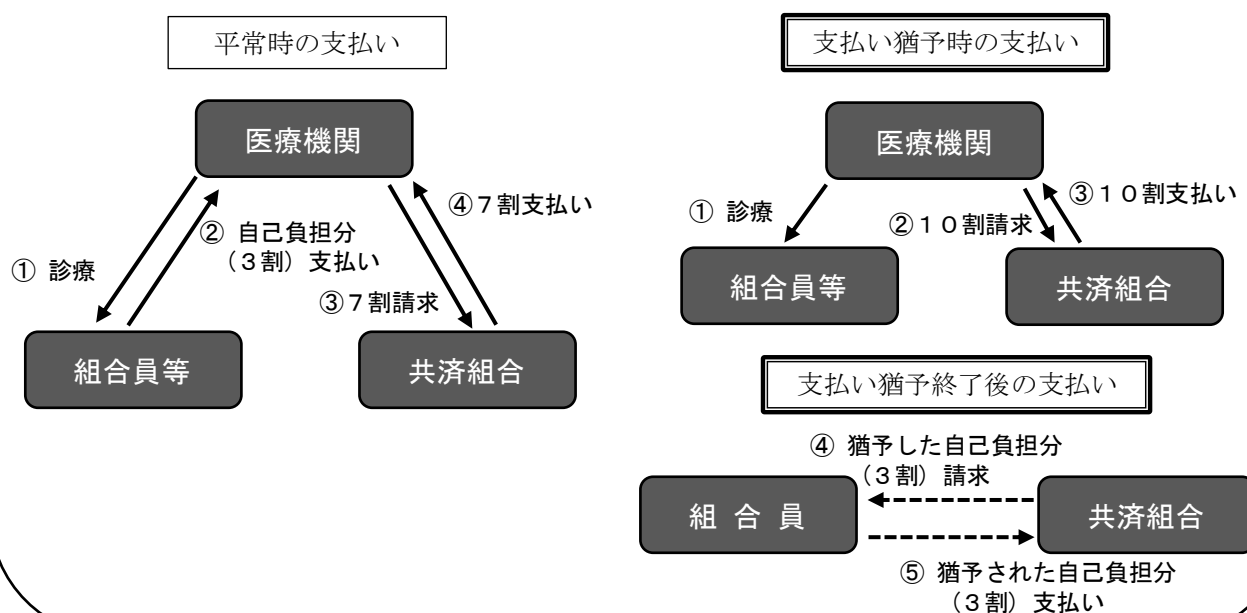
【 災害救助法の適用市町村 】 (令和元年10月19日現在)

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

※ 福島県以外の適用市町村につきましては、内閣府HPでご確認ください。

アドレス http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

医療費の支払いのイメージ



災害見舞金の給付について

令和元年台風19号に伴う災害により、組合員や別居している被扶養者の住居や家財に、一定以上の損害が生じた場合、お見舞いとして、損害の程度に応じた「災害見舞金」を給付します。

なお、別居している被扶養者がいる場合の損害の程度については、双方の住居や家財を合わせて判定します。

「災害見舞金」の給付条件や給付額、手続きの方法等については、職場の共済事務担当係または共済組合 短期給付係（024-533-0011）までお問い合わせください。